

年 月 日

豊 橋 市 長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（豊橋市移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名			
勤務者住所 （移住前）			
勤務者住所 （移住後）			
勤務先部署の 所在地			
勤務先電話番号			
就業年月日			
雇用形態	週20時間以上の無期雇用		
就業の場合のみ	求人管理番号 （※）		
	応募受付年月日		
専門人材の 場合のみ	目的達成後に離職することが前提でない		
	☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業		
テレワークの 場合のみ	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む）ではない		
	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない		
関係人口（就業） の場合のみ	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む）ではない		
	資本金の額		従業員数
	業種		
	面接年月日（又は 企業説明会参加年 月日）		

☐ 裏面の注意事項について、同意しました。

※ 愛知県以外の都道府県が運営するマッチングサイトに掲載する対象求人に就業した場合は、その都道府県名も記入すること。

【注意事項】

- 1 豊橋市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、愛知県及び豊橋市の求めに応じて、愛知県及び豊橋市に提供することについて、勤務者の同意を得てください。
- 2 申請要件が「就業」、「専門人材」又は「関係人口（うち就業の場合）」のときは、当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有している必要があります。
- 3 勤務者が移住支援金を申請した日から1年経過したときは、この就業証明書の内容に関する変更の有無を「豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】」で速やかに届け出てください。
- 4 この就業証明書の内容に変更があったときや変更となることが明らかになったときは、「豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人用】」で届け出てください。
- 5 移住支援金の申請の日から1年以内に退職した場合は、勤務者に移住支援金の全額の返還を求めることがあります。
- 6 移住支援金の申請の日から3年未満に豊橋市から転出した場合は、勤務者に移住支援金の全額の返還を求めることがあります。
- 7 移住支援金の申請の日から3年以上5年以内に豊橋市から転出した場合は、勤務者に移住支援金の半額の返還を求めることがあります。